

# 重要事項説明書

## 認定こども園 西九州大学附属三光保育園

### 1 施設運営主体

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 名称    | 学校法人永原学園                 |
| 所在地   | 〒840-0806 佐賀市神園三丁目18番15号 |
| 電話番号  | 0952-31-6806             |
| 代表者氏名 | 理事長 福元裕二                 |

### 2 利用施設

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 施設の種類  | 保育所型認定こども園                            |
| 施設の名称  | 西九州大学附属三光保育園                          |
| 施設の所在地 | 佐賀市若宮一丁目13番17号                        |
| 連絡先    | 電話番号 0952-31-6877<br>FAX 0952-31-6879 |
| 管理者名   | 園長 福元芳子                               |
| 開設年月日  | 平成27年4月1日                             |

### 3 目的及び運営方針

|      |   |
|------|---|
| 目的   | <p>児童福祉法第39条第1項に規定する保育所として、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という）第2条第6項に規定する認定こども園として、保育を必要とする子どもに対して保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを目的とします。</p>   |
| 運営方針 | <p>児童福祉法、認定こども園法その他の関係法令を順守して、以下の方針のもと園児の教育・保育等に万全を期すものとします。</p> <p>(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を確保し、温かい家庭的な教育・保育を行います。</p> <p>(2) 少子化の進行や保育・教育に対する多様なニーズに応え、かつ質の高い幼児教育を行うため、<u>西九州大学の附属幼稚園と附属保育園が共通する理念と目標</u>を定め、就学前の子どもの成長と発達の連続性を考慮した一貫した保育と教育を行います。</p> <p>教育及び保育の目標として、「今日より大きな私に明日なろう」という、「あすなろう」を教育理念とした、「あすなろ保育」を共通目標として、心育（心を育てる）、食育（食を大切にする）、環育（環境を考える保育）を重視した保育を目指します。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>隣接する三光幼稚園の4, 5歳児とは、毎日一定の教育時間を共有し、集団遊びや活動など、子どもの社会性や協同する力の育成について連携した運営を行います。</p> <p>(3) 家庭や地域との連携を密にし、園と家庭や地域との相互理解と協調を目指します。</p> |
|--|---|

#### 4 提供する教育・保育の内容等

※本園の教育・保育内容についての詳しい資料は、毎年5月に「保育内容」の冊子を全家庭に配布いたします。

##### (1) 提供する教育・保育の内容等

|               |   |
|---------------|---|
| 提供する教育・保育の内容等 | <p>保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に従い保育を行います。また、本園の保育については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえた教育・保育の他、園行事等を中心にして行います。</p> |
| 特色ある教育        | <p>本園は、西九州大学の附属保育園として大学と連携しながら教育・保育にあたります。また、モンテッソーリ教育、環境教育、食育、体育教室、リトミック活動、茶道等、発達段階に合わせた教育も行います。</p>                               |

##### (2) 給食

|             |  |
|-------------|--|
| 本園給食（食育）の方針 | <p>乳幼児の食事の提供は発達段階に応じて行います。毎回の給食に関連して繰り返し慣れ親しみ食の感性を育てていきます。本園では、目指す子ども像の5つの柱を立て、食に対する正しい感性を培います。</p> <p>①食と健康・食を通じて健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養います。</p> <p>②食と人間関係・食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養います。</p> <p>③食と文化・食を通じて人々が継承してきた様々な文化を理解し、作り出す力を養います。</p> <p>④命の育ちと食・食を通じて自らも含めたすべての命を大切にする力を養う。</p> <p>⑤料理と食・食を通じて素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を育てます。</p> |
| 昼食・おやつ      | <p>管理栄養士が子どもの発達を考慮して献立を作成し、毎月月末に翌月の献立表を配布します。遠足等の行事の際にはお弁当の持参をお願いすることがあります。おやつは手作りとし、市販のお菓子を提供します。</p>   |
| アレルギー等への対応  | <p>アレルギーのお子さんについては、保健師と栄養士が個別に面談をして対応を協議します。医師の診断書（又は指示書）が必要になります。</p>   |
| 衛生管理等       | <p>栄養士、調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行います。</p>   |

### (3) 送迎

保護者による送迎をお願いします。

## 5 職員の種類、員数及び職務の内容

| 職名    | 人数              | 職務の内容                                  |
|-------|-----------------|--|
| 園長    | 1名              | 園務を掌り、所属職員を監督し、保育園を代表する。               |
| 副園長   | 1名              | 園長を助け、命を受けて園務を掌る。                      |
| 主任保育士 | 1名              | 園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育を掌る。 |
| 保育士   | 基準定数に加え必要に応じて配置 | 園児の保育を掌る。                              |
| 管理栄養士 | 1名              | 栄養管理と給食事務の管理及び食育に関する用務を掌る。             |
| 事務員   | 1名              | 理事長及び園長の命を受け、所管業務を掌る。経理及び庶務・事務を掌る。     |
| 保健師   | 1名              | 園児の健康管理及び保健指導を掌る。                      |
| 調理員   | 2名              | 食事の調理を掌る。                              |
| 嘱託医   | 内科1名<br>歯科1名    | 園児の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を掌る。         |

※本園では、認定こども園法並びに佐賀市の定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

また、上記の職員の人数は、園児数及び運営を進める上で変動する場合があります。

## 6 教育保育を行う日及び時間等

### (1) 開園日、開園時間

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開園日  | 月曜日～土曜日まで               |
| 開園時間 | 7時30分から18時30分（延長は19時まで） |

### (2) 利用時間及び休業日

認定区分（※）ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

また、利用時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、預かり保育、延長保育、早朝保育（以下「時間外保育」という。）を提供します。時間外保育をご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

**【2号・3号認定子ども（保育標準時間 最大11時間 保育短時間 最大8時間）】**

|      |   |
|------|---|
| 開園日  | 月曜日から土曜日まで  |
| 利用時間 | 【保育標準時間認定を受けた方】<br>7時30分～18時30分（11時間）<br>【保育短時間認定を受けた方】<br>8時30分～16時30分（8時間）          |
| 延長保育 | 【保育標準時間認定を受けた方】<br>18時30分～19時まで（別途追加料金必要）<br>【保育短時間認定を受けた方】<br>16時30分～19時まで（別途追加料金必要） |
| 早朝保育 | 【保育短時間認定を受けた方】<br>7時30分～8時30分（別途追加料金あり）   |
| 休業日  | 日曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）   |

**【1号認定子ども（教育標準時間認定 概ね4時間程度）】**

|                  |  |
|------------------|--|
| 開園日              | 月曜日から金曜日まで   |
| 利用時間             | 8時30分から14時30分まで  |
| 預かり保育<br>(一時預かり) | ・月曜日～金曜日<br>14時30分（降園）～17時30分まで（別途追加料金必要）<br>・長期休業中 月曜日～金曜日<br>8時30分～17時30分まで（別途追加料金が必要）<br>※土曜日の預かり保育は実施していません。 |
| 延長保育             | 17時30分～19時まで（別途追加料金必要）   |
| 早朝保育             | 7時30分～8時30分（別途追加料金必要）  |
| 休業日              | 土曜日、日曜日、国民の祝日、その他園長が定める日<br>春期休業日（4/1～6）、夏季休業日（7/20～8/31）<br>冬季休業日（12/22～1/9）、学年末休業日（3/18～31）                    |

※2号、3号認定のお子様は、4月1日現在認定された支給区分がその年度中は適用されます。

※支給認定区分

|      | 対象となるお子さま |        |                                |
|------|-----------|--------|--------------------------------|
|      | 年齢        | 保育の必要性 | 教育保育時間                         |
| 1号認定 | 満3歳以上     | なし     | 教育標準時間（概ね4時間程度）                |
| 2号認定 | 満3歳以上     | あり     | 保育標準時間（最大11時間）<br>保育短時間（最大8時間） |
| 3号認定 | 満3歳未満     | あり     | 保育標準時間（最大11時間）<br>保育短時間（最大8時間） |

## 7 利用定員

| 認定区分 | 年齢区分  | 利用定員 |
|------|-------|------|
| 1号   | 3歳児以上 | 2名   |
| 2号   | 3歳児以上 | 43名  |
| 3号   | 1・2歳児 | 30名  |
|      | 0歳児   | 5名   |
|      | 計     | 80名  |

## 8 利用の開始及び終了に関する事項等

|       |  |
|-------|--|
| 入園資格  | 本園に入園することのできる者は、0歳（6ヵ月）から小学校就学の始期に達するまでの乳児及び幼児とします。  |
| 入園申込  | 入園の申し込みは、次のとおりとします<br>(1) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、佐賀市の指定の申請書に必要事項を記載し、その他必要な書類を添えて、佐賀市に申請して下さい。<br>(2) 1号認定の子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、佐賀市指定の申請書に必要事項を記載し、入園手数料を添えて直接本園に申し込んで下さい。                        |
| 選考    | (1) 1号認定子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合の選考基準は、次のとおりとします。<br>①園の教育・保育方針に賛同できる人<br>②在園児の弟妹である場合<br>③卒園児の弟妹である場合<br>④先着順<br>(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園を希望する者が多数有り、利用定員を超える場合は、佐賀市の基準に則り保育を受ける必要性の高い人を優先的に利用できるよう調整します。 |
| 転園    | 転園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。  |
| 退園    | 退園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。  |
| 休園    | 休園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。  |
| 卒園の要件 | 園長は、保育課程を修了したものには、修了証書を授与します。  |

## 9 利用開始後の認定区分等の変更手続き

利用開始後、保護者の就労等の状況、ご家族の構成が変わる場合など、状況が変わった際には、認定区分の変更申請などの手続きが必要です。速やかに園にお知らせください。

### (1) 変更内容

| 変更内容             | 例                        |
|------------------|--------------------------|
| ① 認定区分・保育の必要量等   | 就職、退職、出産、勤務時間等就労状況が変わる場合 |
| ② 保護者の氏名、住所、連絡先等 | 転居、別居、祖父母との同居等世帯構成が変わる場合 |

(2) 変更の手続き先

三光保育園（事務室）

(3) 園の締切り

変更する前月の5日（佐賀市の締切りが10日のため）

## 10 保育料等に関すること

(1) 保育料等

保育料は、住民票を置く市町村が定める額とします。その他に必要な費用は、「別表1」のとおりとします。園が定める期日までに保育料等を納入してください。（別紙誓約書）また、当該費用は、出席の有無（休園含む）にかかわらず納入するものとします。

(2) 保育料等の滞納

保育料等を2カ月以上滞納し、督促に対し誠意をもって対応しない場合は、退園とする場合があります。

(3) 保育料等の返還

既納の保育料等、及び入園手数料は、原則としてこれを返還いたしません。

## 11 支払方法

毎月の保育料等については、事務処理の都合上、銀行口座からの引き落としとなりますので、ご協力をお願いいたします。

保育料等とは、保育料、特定保育料、給食費、実費徴収をいいます。

(1) 取扱い金融機関・・・佐賀共栄銀行、佐賀銀行

※佐賀共栄銀行、佐賀銀行に口座をお持ちでない方は、事前に口座の開設をお願いします。

(2) 引き落とし日 毎月25日に引き落しいたします。25日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日です。ご面倒ですが前日までにご入金をお願いいたします。

(3) 手数料は1回54円です。手数料も保育料と同時に引き落としとなりますのでご了承ください。

(4) 振替ができなかった場合

園の方へ直接現金で納付してください。支払期限は月末です。

振替日（毎月25日）以降に入金された場合、その月分の保育料等は振替できませんので、予めご了承ください。

## 12 緊急時における対応方法

(1) 保育中に、園児の体調が急変したりけがをした場合、速やかに園児の保護者、学校医又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(2) 保護者への連絡については、あらかじめお知らせいただいた緊急連絡先に、速やかに行います。ただし、万が一保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、しかるべき対処を行いますので予めご了承ください。

|             |              |                    |    |              |
|-------------|--------------|--------------------|----|--------------|
| 学校医<br>(内科) | 医師名等         | 陣内内科・小児科クリニック 陣内嘉和 |    |              |
|             | 所在地          | 佐賀市若宮三丁目5-17       | 電話 | 0952-30-6171 |
| 学校医<br>(歯科) | 医師名等         | 鳥巢歯科 鳥巢正晃          |    |              |
|             | 所在地          | 佐賀市神野東四丁目13-5      | 電話 | 0952-31-7611 |
| 救急隊         | 佐賀広域消防局佐賀消防署 |                    |    |              |
|             | 所在地          | 佐賀市兵庫町藤の木947-2     | 電話 | 0952-30-0111 |
| 警察署         | 佐賀警察署        |                    |    |              |
|             | 所在地          | 佐賀市高木瀬東234-1       | 電話 | 0952-30-1911 |

### 13 非常災害時の対策

|               |  |
|---------------|--|
| 消防計画作成(変更)届出書 | 佐賀消防署へ毎年度届出<br>防火管理者 園長 福元芳子   |
| 避難訓練          | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。  |
| 防災設備          | 消火器具、自動火災報知設備  |
| 防犯設備          | 非常通報装置・防犯カメラ・警備会社による警備   |
| 避難場所          | 第1避難場所 「運動場」または、「正門前駐車場」<br>第2避難場所 「創価学会駐車場」<br>第3避難場所 「西九州大学佐賀キャンパス(神園)体育館」 |
| 園児の引き渡しの方法    | 引き渡し場所を設置し、引き渡し票に基づいて対応します。  |

### 14 要望・相談の受付

|                |                             |                     |    |              |
|----------------|-----------------------------|---------------------|----|--------------|
| 相談・苦情受付担当者(窓口) | 氏名                          | 副園長<br>嘉村伊佐子        | 電話 | 0952-31-6877 |
| 相談・苦情受付責任者     | 氏名                          | 園長 福元芳子             | 電話 | 0952-31-6877 |
| 第三者委員          | 氏名                          | 長野恵子(西九州大学教授)       | 電話 | 0952-31-3001 |
|                | 氏名                          | 西原和子(若楠校区地域子ども教室役員) | 電話 | 0952-31-2704 |
| 受付方法等          | 面談・文面・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。 |                     |    |              |

※当園では、上記の他、園内に要望、苦情等に係る「相談箱」を設置しています。

### 15 賠償責任保険等に関する事項

|           |         |       |     |
|-----------|---------|-------|-----|
| 施設賠償責任保険  | 1事故 7億円 | 1名につき | 1億円 |
| 生産物賠償責任保険 | 1事故 7億円 | 1名につき | 1億円 |

## 16 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、関係法令及び学校法人永原学園個人情報の保護に関する規程に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理します。
- (2) 本園の職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を許可なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- (3) 前項の定めに関わらず、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに保護者の同意を得るものとします。（別紙同意書）
  - ①緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
  - ②転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
  - ③卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

## 17 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明示するもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。（病歴、予防接種の記録、アレルギー等）
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。
- (5) 0～2歳児については母子手帳のコピーをお願いすることがあります。
- (6) 健康保険証及び子ども医療受給者証のコピー提出をお願いします。

※ 園児家庭生活のしおりに記入して頂きます。

## 18 保護者と園の連絡について

- (1) 三光保育園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分に情報共有し、協力し合っていくことが大切だと考えております。そのため、園での状況やご家庭での状況を相互に連絡し合うために連絡帳を活用します。

3号認定のお子さんについては、特に、体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

- (2) 毎月1回、月の初めに園だより、中旬に食育便り、隔月に保健便りを配布いたします。園やクラスの様子、行事や連絡事項、注意事項など大切なこととお知らせしますので、必ずお読みください。

## 19 保護者の会（PTA）について

保護者、園の職員が連携して子どもたちの笑顔のために活動したり、会員相互の親睦や研修を深めるための組織として、保護者の会（PTA）があります。各クラス1名の役員が会長、副会長、会計、会計監査とクラス役員に属し、自薦・他薦で選出されます。子どもたちのために相互にご協力をお願いします。

## 20 健康診断について

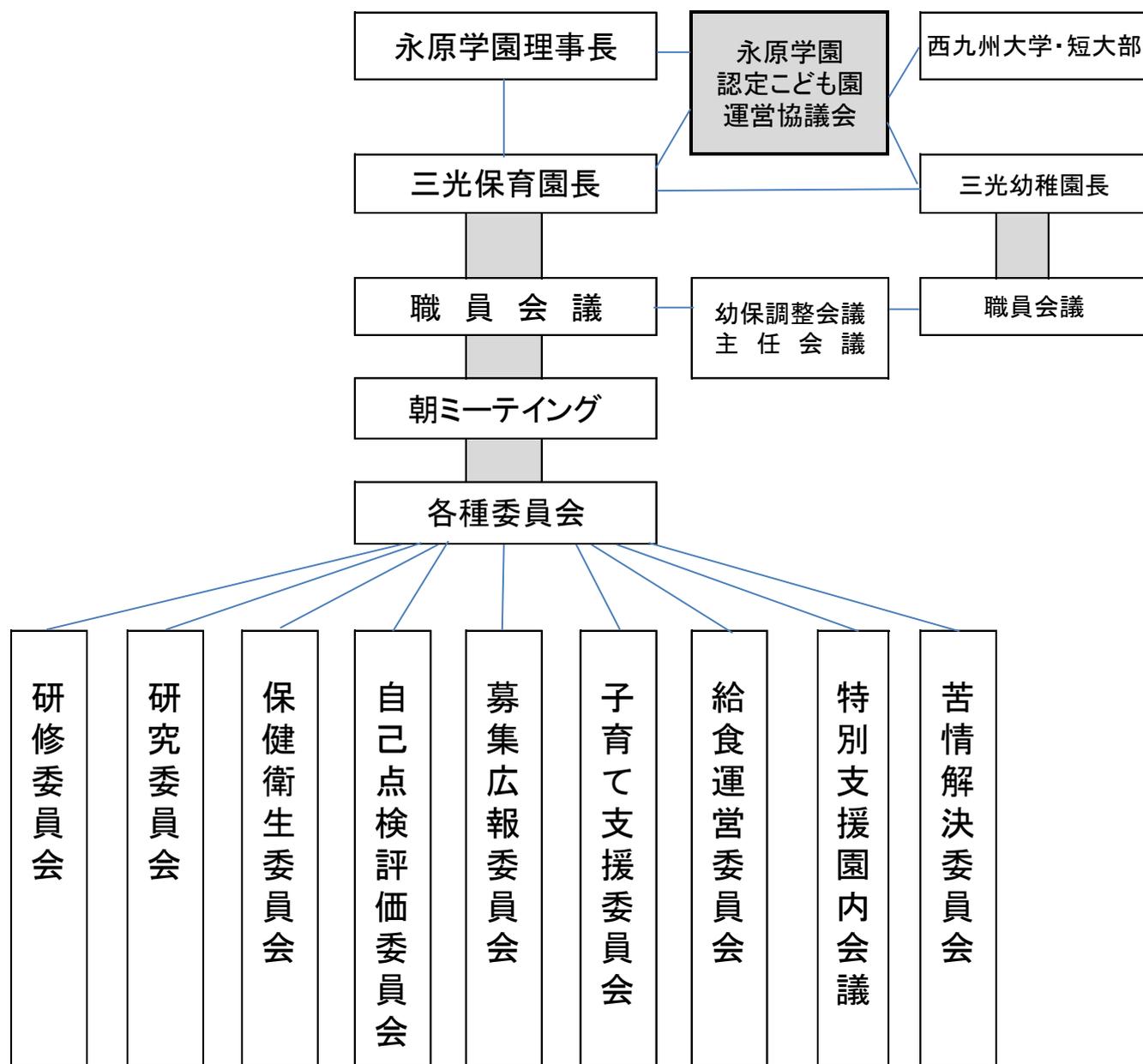
|         |   |
|---------|---|
| 1号認定児   | 毎年1回、健康診断を行います。健診の結果については個別に文書でお知らせします。また、身長、体重の測定は毎月行いシール帳でお知らせします。                      |
| 2、3号認定児 | 毎年2回、健康診断を行います。検診の結果については個別に文書でご家庭にお知らせします。毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、必要に応じて、ご家庭にお知らせします。 |
| その他     | お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談下さい。  |

## 21 本園のご利用に際し、留意していただくこと

「生活のしおり（園生活に関する重要事項）」に詳しく書いておりますので、必ずご覧ください。

|             |  |
|-------------|--|
| 登園時間        | 登園は9時30分までをお願いします。   |
| 欠席等の連絡      | 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、9時30分までに三光保育園（31-6877）までご連絡下さい。   |
| 毎朝の検温、体調の確認 | 3号認定のお子さんについては、お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。また、登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。      |
| 感染症について     | 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。                     |
| 発熱のある場合     | 熱が38℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、38℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。<br>お迎えの連絡後30分以内にお迎えをお願いいたします。                                    |
| 投薬について      | 医療行為にあたるため、原則として投薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし投薬します。その場合、投薬依頼を連絡帳に記載・捺印し、園指定の薬袋に薬剤情報の用紙と一緒にに入れて職員に手渡ししていただきます。 |

## 三光保育園の運営体制



## 重要事項説明書

別表 1

### 1 保育料

保育料は、お住まいの市町村が定める額。（別表 2）

### 2 入園手数料

|        |        |        |                  |
|--------|--------|--------|------------------|
| 1号     | 2号     | 3号     | 入園の選考及び認定申請手続き事務 |
| 5,000円 | 3,000円 | 3,000円 |                  |

### 3 特定保育料の種類、理由及びその額 ※

| 種類                  | 理由            | 金額         | 対象               |
|---------------------|---------------|------------|------------------|
| 外部支払報酬費<br>(講師への支払) | 体育教室、音楽指導、茶道等 | 月額 300円×12 | 1号・2号<br>4、5歳児のみ |
| 教育・保育充実費            | 教育及び保育の充実     | 月額 200円×12 | 〃                |
| 施設維持整備費             | 施設や教育環境の維持整備  | 月額 500円×12 | 〃                |

※特定保育料は、1年間の経費を12ヶ月で割った料金です。

### 4 実費 ※

| 種類           | 金額           | 対象       |
|--------------|--------------|----------|
| 給食費          | 月額 3,500円×12 | 1号の場合    |
| 主食費          | 月額 1,000円×12 | 2号のみ     |
| 保護者の会（PTA会費） | 月額 400円×12   | 1号・2号・3号 |

上記の他、新年度用品・絵本代・体操服・制服・園外保育交通費・卒園アルバム代等についてご負担いただきますが、年齢などによって異なりますので、学年ごとに詳しくお知らせいたします。

※実費は、年間経費を12ヶ月で割った料金です。

### 5 時間外保育追加料金

|                 | 時間等          | 認定区分        |                          |          |          |
|-----------------|--------------|-------------|--------------------------|----------|----------|
|                 |              | 1号          | 2号・3号                    |          |          |
|                 |              | 教育標準時間      | 保育短時間                    | 保育標準時間   |          |
| 早朝保育            | 月～金          | 7:30～8:30   | 100円/30分<br>※土曜日・長期休業中除く | 100円/30分 | —        |
|                 | 土曜日<br>長期休業中 |             |                          |          |          |
| 預かり保育<br>(一時預り) | 月～金          | 14:30～17:30 | 400円                     | —        | —        |
|                 | 長期休業中        | 8:30～17:30  | 800円<br>(給食無の場合400円)     | —        | —        |
| 延長保育            | 月～金          | 16:30～17:30 | —                        | 100円/30分 | —        |
|                 |              | 土曜日         | 17:30～18:30              | 100円/30分 | 100円/30分 |
|                 | 長期休業中        | 18:30～19:00 | ※土曜日・長期休業中除く             | 100円     | 100円     |

平成28年度佐賀市保育料基準表

保育認定(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

| 階層    | 入所児童の属する世帯の階層区分                        | 3号認定(月額)           |                    | 2号認定(月額)           |                    |                    |                    |
|-------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|       |  | 3歳未満標準時間           | 3歳未満短時間            | 3歳児標準時間            | 3歳児短時間             | 4歳以上標準時間           | 4歳以上短時間            |
| A     | 生活保護世帯                                 | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| B     | 市町村民税非課税世帯<br>(母子・父子世帯等)               | 9,000<br>(0)       | 9,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       |
| C     | 市町村民税所得割課税額<br>48,600円未満<br>(母子・父子世帯等) | 19,500<br>(18,500) | 19,300<br>(18,300) | 15,000<br>(14,000) | 14,800<br>(13,800) | 15,000<br>(14,000) | 14,800<br>(13,800) |
| D 1   | 64,700円未満                              | 22,800             | 22,500             | 18,900             | 18,600             | 18,900             | 18,600             |
| D 2   | 80,800円未満                              | 26,200             | 25,900             | 22,200             | 21,900             | 22,200             | 21,900             |
| D 3   | 97,000円未満                              | 28,900             | 28,500             | 26,000             | 25,600             | 25,600             | 25,200             |
| D 4   | 113,400円未満                             | 31,500             | 31,100             | 28,100             | 27,700             |                    |                    |
| D 5   | 132,900円未満                             | 35,500             | 35,000             | 31,600             | 31,100             | 28,900             | 28,500             |
| D 6   | 152,100円未満                             | 38,900             | 38,400             | 34,900             | 34,400             |                    |                    |
| D 7   | 169,000円未満                             | 43,300             | 42,700             |                    |                    |                    |                    |
| D 8   | 200,400円未満                             | 46,200             | 45,500             |                    |                    |                    |                    |
| D 9   | 301,000円未満                             | 49,200             | 48,500             |                    |                    |                    |                    |
| D 1 0 | 397,000円未満                             | 51,000             | 50,200             |                    |                    |                    |                    |
| D 1 1 | 397,000円以上                             | 66,300             | 65,300             |                    |                    |                    |                    |

教育認定(幼稚園、認定こども園)

| 階層    | 入所児童の属する世帯の階層区分                               | 1号認定(月額)           |
|-------|---|--------------------|
| Y(K)① | 生活保護世帯  | 0                  |
| Y(K)② | 市町村民税非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む)<br>(母子・父子世帯等) | 3,000<br>(0)       |
| Y(K)③ | 市町村民税所得割課税額<br>77,100円以下<br>(母子・父子世帯等)        | 14,800<br>(13,800) |
| Y(K)④ | 113,400円以下                                    | 19,000             |
| Y(K)⑤ | 211,200円以下                                    | 19,400             |
| Y(K)⑥ | 211,201円以上                                    | 24,500             |

※佐賀市立本庄幼稚園は、経過措置として平成28年度17,500円を上限。

- ・教育認定の場合、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円、保育認定の場合、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ・4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。